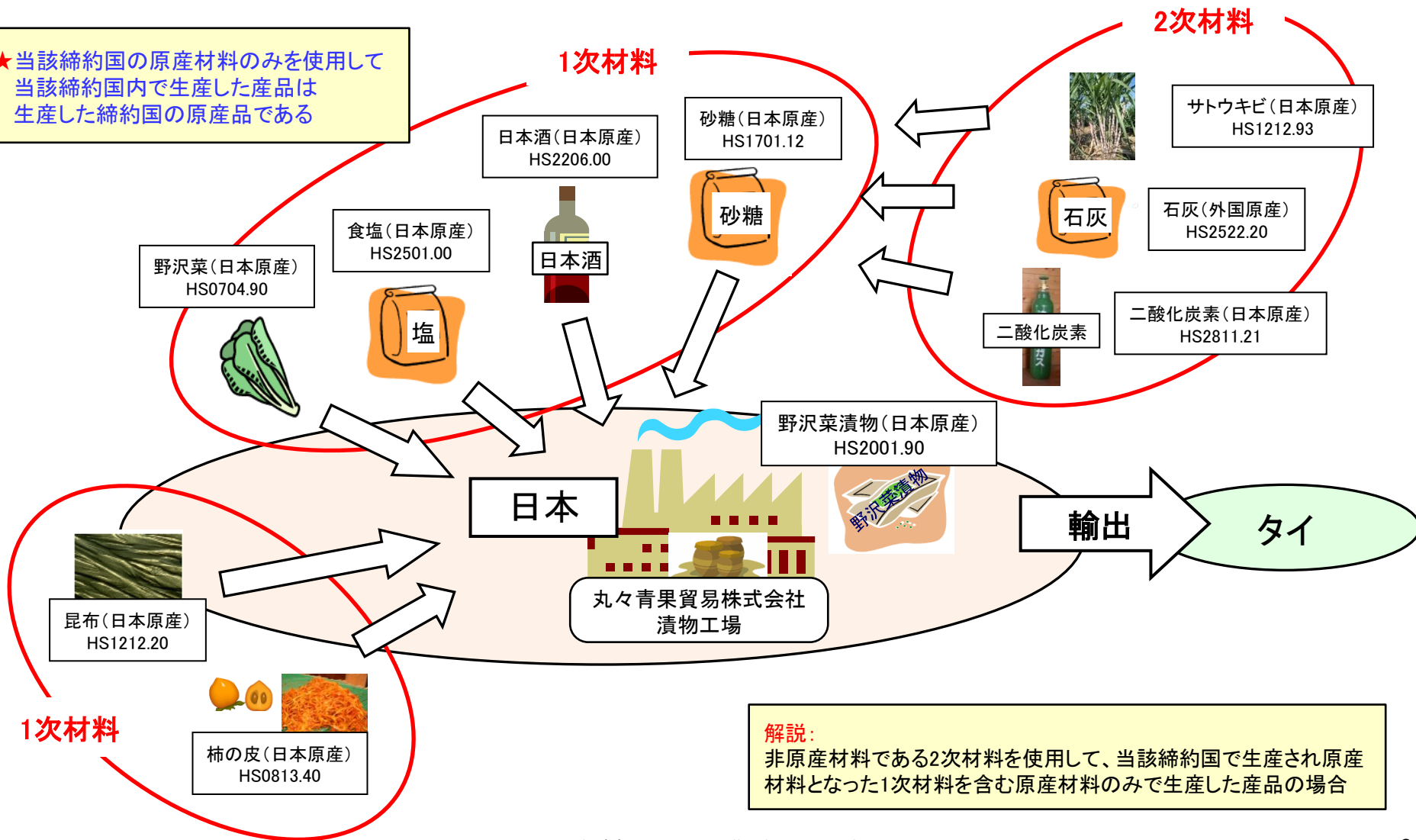


# 当該締約国の原産材料のみから完全生産される産品

当該締約国の原材料のみから当該締約国において完全に生産される産品（日本タイ協定第28条1項(b)）

★当該締約国の原産材料のみを使用して  
当該締約国内で生産した産品は  
生産した締約国の原産品である



# 原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-1

丸々青果貿易株式会社  
〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32  
電話 : 03-3582-5651  
FAX : 03-3582-5662

Marumaru Fruits Trade Co., Ltd.  
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,  
Tokyo, Japan 107-6006  
Phone : 03-3582-5651  
Fax : 03-3582-5662

2008年8月10日

## 長野県産「野沢菜漬物」の原産性確認

当該野沢菜漬物(HS2001.90)が日本タイ経済連携協定第28条1項(b)の「日本原産材料のみから日本国内において完全に生産される製品」である原産性確認を以下のとおり行ったことを証明する。

1. 対象産品 : 野沢菜漬物 HS2001.90
2. 生産地 : 長野県飯田市上飯田2581-65  
ジェトロ青果貿易株式会社 飯田漬物工場
3. 対象経済連携協定 : 日本タイ経済連携協定 第28条1項(b)  
「日本原産材料のみから日本国内において完全に生産される製品」
4. 添付書類 : 生産者による原産材料の「農林産品に係る生産証明書」

以上

丸々青果貿易株式会社  
代表取締役社長 社印  
賀投 太郎

添付書類:

野沢菜・柿の皮  
生産証明書

食塩の生産証明書

昆布の養殖証明書

日本酒の宣誓書

食塩の宣誓書

# 原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-2

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月15日

## 農林産品に係る生産証明書

住所 : 長野県下伊那郡阿智村伍和5621-6

氏名 : 有限会社 阿智農園 社印

下記の通り、生産されたものであることを証明します。

### 記

1. 農林産物の種類 : 生鮮野菜 野沢菜  
乾燥果物 渋柿の皮
2. HS番号 : HS0704.90 生鮮野菜 野沢菜  
HS0813.40 乾燥果物 渋柿の皮
3. 収穫地 : 長野県下伊那郡阿智村伍和

以上

# 原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-3

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月20日

## 食塩の生産証明書

住所 : 高知県土佐市宇佐3210-32

氏名 : 日本塩製造株式会社 社印

下記の通り、イオン交換膜製塩法による生産された日本原産品であることを証明します。

### 記

1. 農林産物の種類 : 食塩
2. HS番号 : HS2501.00
3. 収穫地 : 高知県土佐市宇佐3210-32  
日本塩製造株式会社 土佐工場
4. 製造法 : イオン交換膜製塩法

以上

# 原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-4

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月17日

## 昆布養殖証明書

住所：北海道函館市南茅部町327-78

氏名：有限会社 道南昆布商店 社印

当該昆布は下記の通り、養殖されたものであることを証明します。

### 記

1. 昆布の種類 : 真昆布(HS1212.20)
2. 生産水域 : 南茅部町沿岸の領海内
3. 生産方式 : 養殖(国産種苗を使用し、輸入種苗は使用していない)
4. 使用された船 : 船名「第1昆布丸」(当社所有の舟)  
乗組員は当社日本人社員のみ

以上

# 原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-5

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月20日

## 宣誓書

住所 : 新潟県長岡市宇佐境3320

氏名 : 日本酒類製造株式会社 社印

ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定の原産地規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通り日本原産品であることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

## 記

- |                |   |              |
|----------------|---|--------------|
| 1. 納入製品        | : | 日本酒 NRS-2231 |
| 2. HS番号        | : | HS2206.00    |
| 3. 日タイEPA原産地規則 | : | 完全生産品        |
| 4. 確認結果        | : | 日本原産品        |

以上

# 原産材料のみから完全生産される製品の 証明書例(保存版)(A)-6

丸々青果貿易株式会社 殿

2008年7月20日

## 宣誓書

住所 : 東京都港区赤坂3-2285  
氏名 : 赤坂糖類製造株式会社社印

ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書2の品目別規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通り日本原産品であることを宣誓いたします。  
尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。  
今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

## 記

1. 納入製品 : 砂糖 SNR08857KS
2. HS番号 : HS1701.12
3. 原産地規則 : 類の関税分類変更基準  
(第12類の材料からの変更を除く)
4. 確認結果 : 日本原産品、但し、一部材料に非原産材料が含まれます。

以上